

令和8年度 食のチャレンジ支援業務委託 仕様書

1 業務目的

多様な食文化が根付く本市における飲食業界の活性化のため、イズミヤ・阪急オアシス株式会社と連携し、神戸三宮阪急ビル内の阪急オアシス神戸三宮店・地下一階キッチン&マーケット内の一区画に飲食店起業を目指す方や、神戸市内の優れた食材に対する「チャレンジの場」を提供する。

2 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業実施場所及び提供区画の概要

(1) 店舗名称：阪急オアシス神戸三宮店

(2) 所在地：神戸市中央区加納町4丁目2番1号他（阪急神戸三宮駅直結）

(3) 提供区画：阪急オアシス神戸三宮店地下1階キッチン&マーケット内

※地下2階のお惣菜コーナーでの販売も可能（別途手続き要）

※飲食営業許可は取得済みであり、本事業における営業内容においては、消防法令および食品衛生関係法令に基づく通常の届出については、原則不要

※出店が決まり次第、阪急オアシスとの契約にあたり、PL保険への加入が必要

(4) 用途：飲食

(5) 広さ：25.5 m²

(6) 設備（出店区画提供者である阪急オアシスでの設置物）

出店区画設備：IHコンロ（1口）、フライヤー（外寸 W450×D600×H800mm）、グリドル（鉄板サイズ縦450×横800mm）、台下冷蔵庫1台、作業台、カウンター席（4～5席）

隣接店舗設備（共用設備）：縦型冷凍庫、スチームコンベクションオーブン、食洗器、製氷機

(7) 必要経費

受託事業者または出店者が負担すべき経費は次のとおりとする。

ア. 出店までの費用

・ 出店者が個別に看板、のぼり等を準備する場合の費用

・ (6)設備以外の食器や鍋等の調理器具の購入、準備に係る費用

※コンロを使用する場合は、IHコンロ対応の調理器具を準備すること。

イ. 出店後に必要な費用

下記費用を出店区画提供者に対して支払うこと。

・ 売上額の20%（光熱水費を含む）

・ 専用レジ使用料：月額15,000円（税込）

(8) 売上仕入基本契約

出店にあたっての詳細な取り決めについては、区画の提供元である阪急オアシスと売上仕入基本契約を締結する。

4 業務内容

受託者は、本事業の目的に合致した支援対象者の募集・選定、広報及び開業・経営支援等を行う。

<支援対象者>

- ・神戸市内で飲食店開業を目指す方
- ・神戸市内に実店舗があり、新たな販路開拓を目指している方
- ・神戸市内で生産又は加工した食材・食料品等をテストマーケティングしたい方
- ・その他、出店区画提供者（阪急オアシス）及び本市が認めた方

<業務内容詳細>

(1) 支援対象者の募集、選定

- ア. 飲食業界等に対し広く積極的な広報を行い、支援対象者の募集を促すこと。
- イ. 支援対象者の募集に際しての応募要件等について、事前に神戸市と協議し、承認を得ること。
- ウ. 支援対象者の選定にあたっては、以下の点に留意すること。
 - ①書類及び実技（調理を伴う場合のみ）において審査を実施すること。
 - ②審査員として料理に精通した者を1名以上選任すること。
 - ③選定に際して、応募件数等も含めた選定状況を神戸市に報告すること。
 - ④上記③に定める神戸市の承認後、速やかに応募者全員に対して当落の通知を行うこと。
- エ. 切れ目なく支援するために、出店区画提供者と調整の上、募集・選定した事業者が「2委託業務期間」を超えて出店することを可能とする。

(2) 広報

- (1)で選定した支援者の支援という観点から、支援対象者の募集及び出店期間中において、有効かつ多様な手法で広報に努めること。

(3) 出店調整に関するフォロー

出店区画提供者と支援対象者との間の出店にかかる協議・調整について、適宜サポートすること。

また、以下の出店条件について、出店区画提供者及び支援対象者との調整を行い、遵守されるよう支援すること。

- ア. 店舗において、調理又は盛り付け等の作業を行うこと。
- イ. 他店舗での販売については、出店区画提供者との協議により実施を認めるものとする。
- ウ. 営業日数は、100日以上を確保すること。なお、営業日は年間を通じて連続している必要はなく、特定の期間に集中して営業することも可能とする。また、必要に応じて店舗の入れ替えを行うことも妨げない。ただし、やむを得ず当該営業日数を下回る場合は、出店区画提供者および本市と協議のうえ、取り扱いを決定するものとする。

(4) 開業・経営相談

選定された支援者（過年度の者も含む）に対して、神戸市内での店舗開業に向けた支援や、相談内容に応じた経営相談などの支援を実施すること。

(5) 実績報告書の作成・提出

- ア. 受託者は、神戸市との2か月に1回程度の定期的な打ち合わせを行い、事業の報告（商品毎の売上個数・金額、支援事項、イベント等の状況など）をすること。

イ. 受託者は、契約期間終了後、次の項目をまとめて記載した実績報告書を作成し、速やかに神戸市に提出すること。(令和9年3月31日締め切り、様式不問。電子データで提出。) なお、必要に応じて事業内容等についての臨時の報告を求める場合がある。

- ・ 全体実施スケジュール
- ・ 支援対象者選定の実施概要 (スケジュール・応募者数・選定の評価ポイント等)
- ・ 支援対象者の事業者情報
- ・ 支援対象者の出店期間の販売状況
- ・ 支援対象者への経営支援の実施内容
- ・ 過年度支援対象者の出店後の活動状況

(6) その他

- ア. 受託者と神戸市との連絡調整にあたっては、WEB ツールなどの活用により、迅速な対応ができるよう整備すること。
- イ. 支援対象期間が年度を跨ぐ場合は、次の受託者が円滑に業務を開始できるよう十分な引継ぎを行うこと。

5 その他

- ・ 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議して定める。
- ・ 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額以外の費用を本市は負担しない。